

2016年4月19日

佐久市長 柳 田 清 二 様

長野県憲法擁護連合
代表委員 村 山 智 彦
オスプレイと飛行訓練に反対する東日本連絡会
代表世話人 湯 浅 一 郎

オスプレイの配備と夜間低空飛行訓練に関する要請

貴職のご健闘に敬意を表します。

さて、3月29日、立憲主義、民主主義、平和主義を根底から覆し、わが国憲法に違反し集団的自衛権を行使する安保法制が施行されました。

今後、「重要影響事態」、「存立危機事態」、「国際平和共同対処事態」等に集団的自衛権の行使等をもって対応しようとする安保法制の発動が急迫する中、昨年4月に改定・合意された「日米防衛協力の指針」(ガイドライン)に基づき、地球規模における日米の軍事一体化に拍車がかかることとなります。

このことは、日本全土において、米軍の訓練及び日米合同の軍事訓練が日常化、恒常化することを意味し、すなわち、県民の生命及び財産の安全が損なわれる危険度が加速的に増幅すること事態に直面しているということになります。

沖縄・普天間基地に配備された米軍海兵隊MV22オスプレイは、沖縄県内での無法な訓練を続けるとともに、首都圏や滋賀県、北海道などでの訓練を拡大させています。

米軍の新型輸送機オスプレイは開発段階から墜落事故が続く欠陥機です。故に全国知事会においても、住民の生命と財産の安全を守るため安全性への懸念を表明し訓練への警鐘を鳴らし続けています。

昨年5月にはハワイでMV22オスプレイが墜落事故を起こしました。相次ぐ事故により、オスプレイの「機体の安全性」は根本から揺らいでいます。

県内では、MV22オスプレイの訓練ルートとして、岐阜県・新潟県との境を訓練空域とする「ブルールート」が設定され、墜落事故の危険とともに生態系の破壊も危惧されているところですが、ブルールートにおけるオスプレイ飛行訓練は予断を許さない状況にあります。

さらに、米空軍は横田基地(東京都多摩地域)に2017年からCV22オスプレイを10機配備するとし、昨年10月には米空軍による環境レビューを公表、この中で、CV22の訓練空域及び場所として、①長野・群馬・新潟3県の周辺空域(エリアH)、②青森県・三沢対地射撃場、③静岡県・陸上自衛隊東富士演習場、④沖縄県の訓練場の4カ所を設定していることを明らかにしました。

このニュースに、県内東北信地域では衝撃が走りました。

全国では80を超える市町村が訓練空域となり、県内では、東北信地域の17市町村が該当するとされています。

CV22は、空軍仕様のオスプレイで特殊作戦用に使用されている攻撃型輸送機です。

MV 22に比べ、夜間や低空飛行などより過酷な条件で運用されており、最新の事故率ではMV 22が10万時間当たり2.12件であるのに対し、CV 22は7.21件と約3倍に及んでいます（防衛省発表）。

さらに政府は、中期防衛力整備計画で2018年度までに陸上自衛隊に17機導入するとしています。

佐久地域では、既に米軍機の飛行訓練による轟音被害に対する苦情と不安が相次いでいます。CV 22の横田基地配備により、墜落事故等による住民の生命の危険が一段と増すこととなります。住民の不安は増幅する一方となっています。

長野県においては、防衛省北関東防衛局に対し、自治体や住民への十分な説明を求めています。具体は一切明らかになっていません。

オスプレイの低空飛行訓練・夜間訓練は、沖縄・辺野古新基地建設と連動し、「沖縄の負担軽減」を名目とする全国展開、米軍と自衛隊の共同訓練の全国展開が図られ、日本国中を米軍基地化させるものとなります。

私たちは、米国・米軍及び日本政府に対し、欠陥機であるオスプレイの国内配備の撤回を求めるとともに、MV 22のブルールート訓練、CV 22によるエリアHにおける訓練の中止を求めるものです。

佐久市をはじめ関係市の提案による長野県市長会の防衛省への情報開示要請の取り組みを踏まえつつ、住民の生命・財産を守るという自治体の大義の下に、国及び米軍に対し主体的な取り組みを展開されるよう、下記事項について申し入れます。

記

1. 横田基地への米軍機オスプレイの配備、関連基地への飛来および、施設・区域外での訓練の実施は、住民の平和で安全な生活を脅かすものであることから、これに反対する旨の表明をおこなっていただきたい。
2. 地域住民の安全確保の観点から、長野県とも連携し、下記事項について、国に対し情報開示を強く要請するとともに、開示された情報を速やかに住民に提供されたい。
 - ① 訓練が計画される場合において、事前に日程及び飛行ルートの情報開示及び住民説明会の開催を求められたい。
 - ② 政府は過去のオスプレイ墜落事故について調査し、その結論として「人為的ミス」との評価を下しています。しかし、その評価の後でもハワイにおける事故が発生しています。政府に事故原因を問いただすこと。また事故率算出に当たって基準の変更等が行われ、算出の信頼性が揺らいでいます。改めて、事故率算出の根拠を求めていただきたい。
 - ③ オスプレイの施設区域外での飛行訓練は、日本政府が地位協定上の明白な根拠を示せないまま行われています。施設・区域外でもオスプレイの訓練が可能とする、自治体が納得できる法的根拠を求めていただきたい。

④ オスプレイに限らず、米軍航空機の飛行計画（フライトプラン）は、飛行前に米軍から日本政府（防衛省→国交省）に提出されています。フライトプランが事前に自治体へ開示されれば、オスプレイ飛行ルートの確認等が可能となり安全対策になります。フライトプランの自治体への事前開示を求めています。

3. 「通常、米軍の施設及び区域内においてのみ垂直離着陸モードで飛行」するなどを定めたオスプレイの飛行に関する日米合意（2012.9.19）が守られていない事態が多数起こっています。そのことを裏付けるように、米軍普天間基地のC・ディマース航空安全担当官は2015年6月、「いかなるモードでも飛行できることが安全な飛行運用である」と発言し、日米合意で定められた制約に拘束されないことを米軍として表明しています。飛行基準に関する齟齬は大変重大な問題です。最初の日本国内配備にあたっての前提である日米合意が守られるのか否か、国に質していただきたい。また、この合意は普天間基地以外の基地配備にも適用される基準か否か、国に質していただきたい。

4. エリアH空域の訓練に該当する市町村と連携し、対策会議等を設置し、市町村間の情報共有、事故等に対する危機管理対策（初動態勢を含め）の確立を図られたい。

また、既に取り組みされているオスプレイ及び米軍戦闘機等の飛行目撃情報の収集について、改めて住民に周知されたい。

以 上